京都府産木材認証制度の改正と関連する府の施策について





京都府農林水産部林 業 振 興 課

本説明会の内容

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

本説明会の内容

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

京都府産木材認証制度 ~概要~

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月~)



地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】



京都府産木材認証制度~近年の主な変更点~

●H29. 4

・ 取扱事業体の認定範囲を変更

(R1年5月1日以降、府が認定する木材の生産・加工・流通(以下、加工等)を行う事業所等を、原則府内に限定)

・ 緑の事業体は京都府産木材利用推進協議会に加入

(これまで取扱事業体で構成していた京都府産木材利用推進協議会に、 緑の事業体が加入することを要件化)

運用の制定

(証明の対象となる京都府産木材、取扱事業体認定の特例等を規定)

●H30.4

- 指定認証機関の指定要件の変更

指定認証機関が変わりました。 (一社)京都府木材組合連合会

• <u>合法性の確認をクリーンウッド法に準拠</u> (取扱事業体、緑の事業体の業務が追加)

●H30.12

取扱事業体認定範囲の変更の実施時期を変更

(取扱事業体認定範囲を原則府内とする規定の実施時期を変更 R1年5月1日以降 → R2年5月1日以降) ※R1~R3にかけて、段階的に府内に限定

京都府産木材認証制度~近年の主な変更点~

●R1.12

京都府産木材証明を追加

(京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証)に加え、 京都府産木材証明書のみを発行する京都府産木材証明(京都の木 証明)を追加)

• <u>取扱事業体認定範囲の変更と認定の特例(特認)の手続き</u> を規定

(R2年5月1日以降、府が認定する木材の加工等)を行う事業所等を、 原則府内に限定)

※ただし、一部の府外の事業体については、取扱事業体認定の 特例(特認)

●R3.4

取扱事業体認定の特例(特認)の廃止

(府外の事業所等を取扱事業体に認定する特例(特認)を廃止) ※府外の事業所等は、認証機関の認定登録を受けることで、 「京都の木証明」の対象木材の取り扱いが可能

- 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

緑の事業体等の登録対象地域を拡大

※ 現行:府及び府隣接府県 ⇒ 地域の制限なし

「ウッドマイレージ認証」と「京都府産証明」に関わる事業体



- ウッドマイレージCO2京都の木認証(H16年度~)
 - ※ ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材の生産・加工・流通を行う事業体の範囲は、R1年からR3年にかけて、 段階的に原則府内に変更(クローズ)

~R2.4.30 府内及び府境 から100km以内



R2.5.1~ <u>原則府内</u> (特認有り)



R3.5.1~ <u>原則府内</u> (特認なし)

● 京都の木証明

- (R1.12月~)
- ※ 京都の木証明の対象木材の生産・加工・流通を行う事業 体の範囲は、<u>府内と</u>府外

その他の木材

取扱事業体、認証機関登録事業体が取り扱う木材

【改正前(現行制度)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウットマイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	取扱事業体(特認)	ウットマイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材(特認業務のみ)
	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材
	取扱事業体(特認) 認証機関登録事業体	ウットマイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材



【改正後】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウットマイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材

取扱事業体の更新、認証機関登録事業体への移行

- 府内の事業所等
 - ・これまでどおり、取扱事業体認定の更新が可能です。 (実績報告書、制度説明受領報告書の提出が必要)
 - ・ウッドマイレージCO2京都の木認証と京都の木証明のそれぞれの木材について 分別管理が必要です。
- 府外の事業所等(府内の事業体が有する、府外の事業所等も含む)
 - ・取扱事業体の有効期限(R3.4.30)で認定を終了します。
 - ・引き続き京都府産木材(京都の木証明の対象)を取り扱う場合は、R3.4.30までに、認証機関登録事業体への移行をお願いいたします。
- 物流を行わず商流のみを行う事業体
 - これまでどおり、取扱事業体、認証機関登録事業体になる必要はありません。

工務店 等設計事務所

● 認証機関((一社)京都府木材組合連合会(府木連))

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行(R元.12月~)
- ・認証機関登録事業体(府外の生産・加工・流通業者等)の認定登録を行う機関

● 取扱事業体(府内の事業所等)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を 分別管理して生産・加工・流通を行う事業体
- 認証機関登録事業体(府外の事業所等)
- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う 事業体

● 緑の事業体等(全国の設計事務所、工務店)

・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業体

京都府産木材利用推進協議会

取扱事業体、緑の事業体が京都府産木材利用推進協議会を設立 し、認証機関や府と連携しながら、京都府産木材の供給や利用 推進の取組みを実施しています。

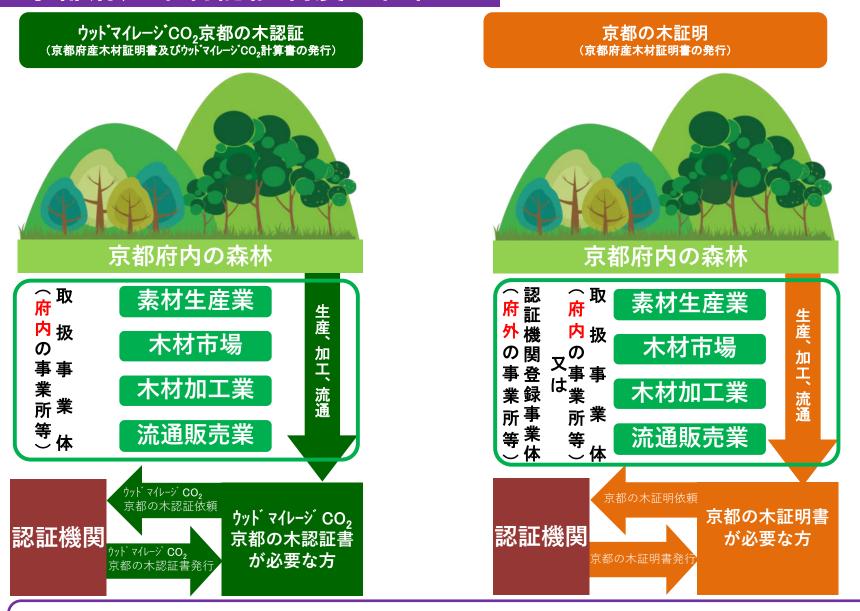


R2年度の主な実施内容

- ・京都の木の家づくり表彰
- ホームページの保守 「京都の木検索ナビ」 「京都の木の家づくり」
- 京都府産木材利用や認証制度に 関する講習会等の開催
- ・普及啓発資材の制作・配布

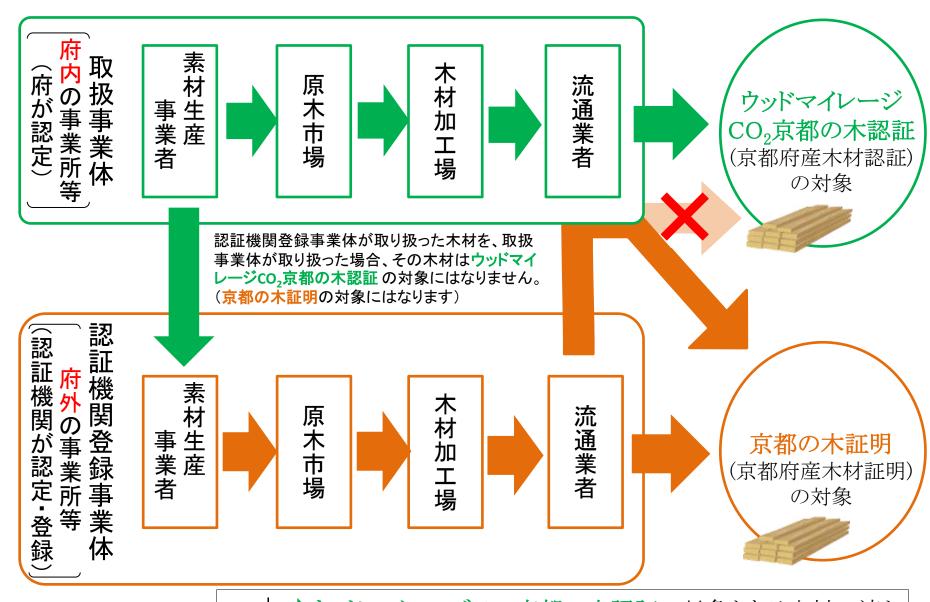
- •事務局:(一社)京都府木材組合連合会
- 構成:(現行)取扱事業体及び緑の事業体
 - (今後)取扱事業体、緑の事業体及び認証機関登録事業体(賛助会員)(R2~)
- 会費等:毎年総会で決定

京都府産木材認証制度の仕組み



- ●ウッドマイレージCO2京都の木認証:生産・加工・流通の全てを取扱事業体が実施
- ●京都の木証明:生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体が実施

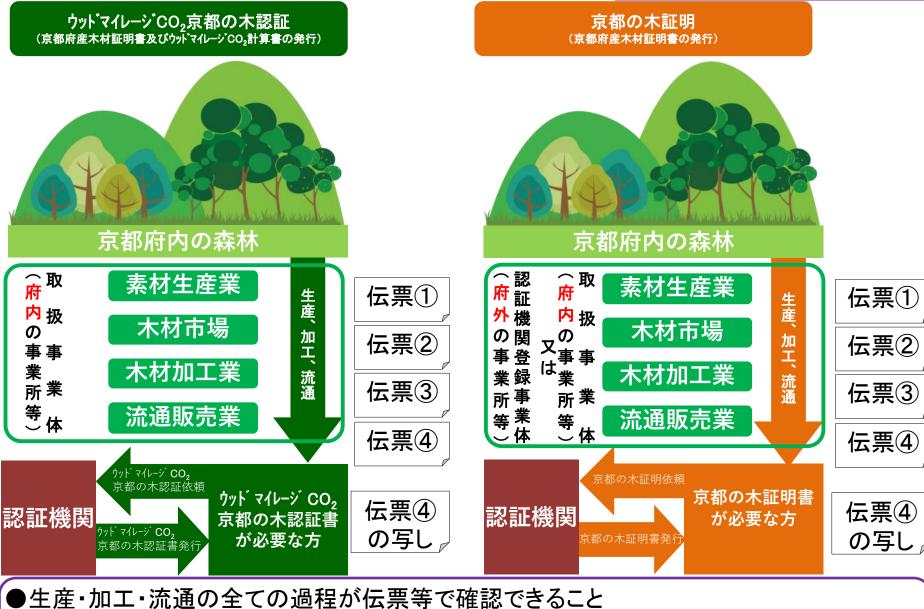
ウッドマイレージCO。京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡 → ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ **例** → 京都の木証明の対象となる木材の流れ

京都府産木材認証制度の仕組み

帳票類(伝票等)は5年間保管



-)認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①~④についても調査

本説明会の内容

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
京都府産木材利用関連事業 ~R2:京都の木のまち拡大事業	~R2: ウッドマイレージCO2京都の木認証材
R3~:ひろがる京の木整備事業	R3~: ウッドマイレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材
京都府地球温暖化対策条例 ・特定建築物での京都府産木材 の利用	~R2:ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証材 R3~:ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証材、京都の木証明材 引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象 (例:みやこ杣木、森林認証材等)
・特定事業者のCO2排出削減量 の算出	~R2: ウッドマイレージCO2京都の木認証材 R3~: ウッドマイレージCO2京都の木認証材

R3 ひろがる京の木整備事業の概要

「「京都の木のまち拡大事業」(~R2年度まで)の後継事業として、 R3年度から「7Nろがる京の木整備事業」が開始されます 〔援】

113 1 12 13 3		
	┺╫╒╬╬╬╫╻	
【運染物(/)!	京都府産木材による木造化・フ	下省 化の文

【建築物の京都府産木材による木造化・木質化の支			
種類	対象木材	補助率	
住宅タイプ	京都の木証明材	10%	

ウット、マイレージ、CO2京都の木認証材 15% 北山丸太製品、京銘竹製品 50%(上限4万円) 20%

非住宅タイプ 京都の木証明材

ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証材 30% ※上限1,000万円

ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証材

ウット、マイレージ、CO2京都の木認証材

ウット、マイレーシ、CO2京都の木認証材

交付対象者

緑の工務店等

交付対象者

木材加工業

者等

施主

施主

-50%(上限100万円)

定額(上限100万円)

【京都府産	木材の木製品の導入等の支援	受 】
種類	対象木材	補助率

京都の木証明材

京都の木証明材

京都の木証明材

民間施設へ

の導入支援

府有施設へ

木製品開発

の導入

支援

「京都の木のまち拡大事業」と「ひろがる京の木整備事業」の違い

・水間のパックのカルノー・ハー・ローフルーのパッパー・一・ボー・スー・ファー・					
旧事業 (京都の木のまち拡大事業)	支援対象の建築物	交付対象者	支援内容		
緑の木のまた坑土車業	住宅 (<mark>府内</mark> 建築物)		認証材の使用材積区分 に応じた額		
│ 緑の木のまち拡大事業 │	非住宅	(府内・隣接府県)	こ心した領 (府外で加工した場合減額)		

施主

交付対象者

緑の工務店等

(全国)

施主

認証材の購入費に補助

支援内容

認証材又は証明材の購

(認証等の種類により補助

認証材又は証明材の購

(認証等の種類により補助

入費に補助率を乗じた額

入費に補助率を乗じた額

|率を乗じた額

率が異なる)

率が異なる)

(府内建築物)

非住宅

(府内建築物)

支援対象の建築物

住宅

(全国の建築物)

非住宅

(全国の建築物)

認証材:ウッドマイレージCO2京都の木認証を受けた木材

・多くの府民が利用

モデル的な事例

公募型木のまち拡大事業

新事業

(ひろがる京の木整備事業)

建物型(住宅タイプ)

建物型(非住宅タイプ)

<u>証明材:京都の木証明を受けた木材</u>

【スケジュール】 「京都の木のまち拡大事業(緑の木のまち拡大事業)」の終了 「ひろがる京の木整備事業(建物型(住宅タイプ)」の開始

- ●緑の木のまち拡大事業で、R2年12月末までに申込み受付がされている場合、R3年6月末まで交付申請可能
- ●ひろがる京の木整備事業(建物型(住宅タイプ))は、R3年度から申込受付開始 交付申請は、R3年6月から受付開始

交付	交付甲請は、R3年6月から受付開始								
		R2年度				R3 ^左	∓度		
		~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月~
緑の木の	申込み		申込み終了						

申込み

開始

交付申請

受付終了

交付申請

受付開始

のまち (建物型住宅)

交付

申請

申込み

交付

申請

本説明会の内容

● 認証制度の仕組み及び改正内容

● 各種事業や制度における認証制度の活用

● 分別管理と合法性の確認

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- ●ウッドマイレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材は、 それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- ●ウッドマイレージCO2京都の木認証書、京都の木証明書は、 クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能



これまで以上に分別管理が重要

【取扱事業体と認証機関登録事業体が取り扱える京都府産木材】

事業所等 の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウットマイレーシ、CO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材

取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

貯木時

- ●場所を分ける
- ●色分けする(スプレーなど)
- ●看板などで明示する

加工時

- •加エラインを分ける
- ●加工時間を分ける

製品保管時

- ●場所を分ける
- •印字や色を変える
- ●ヒモ(梱包用)の色を変える
- •看板などで明示する





ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材を、京都の木証明

の対象木材として扱うことが可能

京都の木証明の対象木材を、ウッドマイレージCO2京都の木認証

の対象木材として扱うことは不可

京都の木証











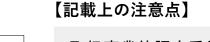






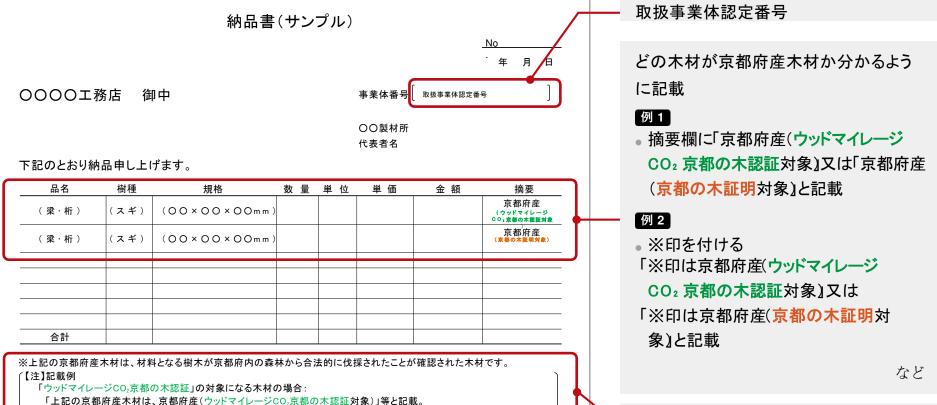
出荷

取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の伝票の記載



京都府産木材であること

合法的に伐採されたこと



【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

- ※ 「ウッドマイレージ CO2 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」 の対象になります。
- ※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。
- ※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

認証機関登録事業体(府外事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

貯木時

- •場所を分ける
- •色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加エラインを分ける
- •加工時間を分ける

製品保管時

- ■場所を分ける
- 印字や色を変える
- •ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する





取扱事業体から入荷したウッドマイレージCO2京都の木認証の 対象木材を、京都の木証明の対象木材として扱うことが可能

の京 対都象の

















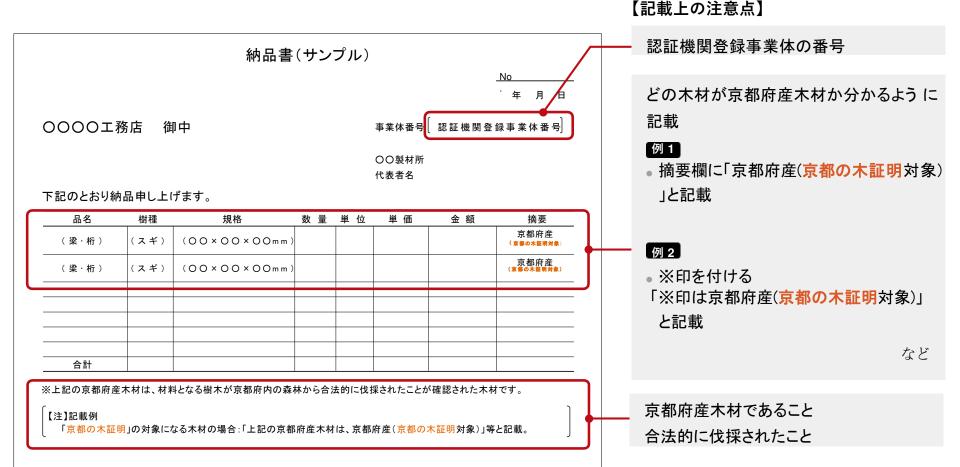






出 荷

認証機関登録事業体(府外事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理



【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

- ※ 取扱事業体から入荷した「ウッドマイレージ CO2 京都の木認証」の対象になる木材は 「京都の木証明」の対象になります。
- ※「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。
- ※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります